

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 5 3 5 6 万円
(前年度 1 件 3 5 5 8 万円)

1 保険給付の概要

厚生年金保険(前掲42ページ参照)において行う給付のうち、老齢厚生年金は、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(平成29年7月31日以前は25年以上)ある者等が65歳以上である場合に受給権者となるが、特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が受給権者となっている。

この特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となったときなどには、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。そして、受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳を確認するなどした上で被保険者資格取得届等を作成して日本年金機構の年金事務所に提出することとなっており、これに基づいて機構本部が算定した年金の支給停止額を厚生労働本省が確認し、決定することとなっている。

2 検査の結果

機構の10地域部の^(注)管轄区域内に所在する48年金事務所が管轄する72事業所等の80人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられていなかった。

このため、特別支給の老齢厚生年金等計5356万円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

(注) 10地域部 北海道、東北第一、北関東・信越第一、南関東第一、南関東第二、中部第一、中部第二、近畿第一、近畿第二、中国の各地域部

<事例>

受給権者Aは、29年12月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、30年1月分から令和2年9月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、AはB事業所に平成30年10月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、AがB事業所に常用的に使用された後の同年11月分から令和2年9月分までの基本年金額の一部計313万円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る 受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係 る支給額	左のうち不当と認 める支給額
		人	人	円	円
北海道	新さっぽろ等5	28	10	1614万	1157万
東北第一	仙台東等4	70	8	1359万	565万
北関東・信越第一	熊谷等4	42	6	477万	125万
南関東第一	江東等5	45	10	1596万	760万
南関東第二	千葉等3	8	4	805万	489万
中部第一	富山等9	60	14	988万	265万
中部第二	浜松西等5	158	9	1114万	726万
近畿第一	天満等8	79	12	1253万	544万
近畿第二	武生等2	75	2	468万	374万
中国	広島東等3	37	5	620万	346万
計	48か所	602	80	1億0299万	5356万